

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「令和4年版厚生労働白書」の公表について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2022年9月16日の閣議で、「令和4年版厚生労働白書」を報告し、同日公表しました。

※厚生労働省HP「令和4年版厚生労働白書」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/21/index.html>

「令和4年版厚生労働白書」は、以下の2部構成となっております。

- －第1部 社会保障を支える人材の確保
- －第2部 現下の政策課題への対応

このうち、「第2部 現下の政策課題への対応」で取りまとめられている、企業年金関連の内容について、概要をご案内いたします。

【令和4年版厚生労働白書】企業年金関連部分について抜粋

「第2部 現下の政策課題への対応」

- －「第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立」
- －「第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営」
 - －「2 企業年金・個人年金制度の最近の動向について」293～295ページ

※以下一部抜粋

(1) 企業年金・個人年金制度の役割

多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。これらを踏まえ、企業年金・個人年金の更なる普及を図るため、今まで以上に利用しやすい確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度の整備に向けた取組みを進めている。

(2) 直近の法令改正と今後の課題

2020年改正法※においては、公的年金の見直しに併せて、確定拠出年金の加入可能年齢の引上げや受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金（企業型DC）加入者の個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））加入の要件緩和等を盛り込んだ。

2020年改正法の検討規定等や社会保障審議会企業年金・個人年金部会の議論を受け、確定拠出年金（DC）の拠出限度額について、確定給付企業年金（DB）等の他制度の掛金額の実態を反映し、以下のとおり公平できめ細かな算定方法に見直された（2024（令和6）年12月1日施行）。

- ①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額（現行：月額2.75万円）を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ②DB制度の加入者の個人型DCの拠出限度額（現行：月額1.2万円）を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額（月額2万円を上限）とする。

今後とも、公平でわかりやすい制度の実現に向けて検討を進めていく。

※「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」

（2020（令和2）年5月29日成立・同年6月5日公布）

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部 団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

TEL 03-5533-5572

FAX 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本 - 年基 - 202209-170-0295-D